

大川市議会第2回定例会会議録

令和7年3月21日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	内藤栄治
3番	古賀寿典	10番	川野栄美子
4番	馬淵清博	11番	遠藤博昭
5番	永島幸夫	12番	永島守
6番	宮崎稔子	13番	平木一朗
7番	西田学		

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	江藤義行
会計管理課長 (兼) 会計課長 (兼) 税務課長	川野文裕
人事秘書課長 (併) 監査事務局長	仁田原敏雄
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
大川の駅整備振興課主幹	甲斐衛
学校教育課長	添田宗孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	西原真
議会事務局書記	古賀直
議会事務局書記	松家奈美子

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

(議案第2号～第24号、第29号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 特 別 委 員 長 報 告

(「大川の駅」事業促進調査特別委員会)

1. 特別委員会の設置期間の延長について

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第30号 令和6年度大川市一般会計補正予算

議案第31号 工事請負契約の一部変更について

議案第32号 大川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 大川市議会ハラスメント根絶条例の制定について

1. 提 案 理 由 の 説 明

(議案第30号～第33号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第30号～第33号)

1. 閉会中の各委員会への調査付託の件

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（遠藤博昭）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで御報告申し上げます。

3月6日の本会議、一般質問において、古賀寿典議員から岩手県大洗市との発言がありましたが、岩手県大船渡市に一部訂正の申出がありましたので、これを許可し、そのように会議録を訂正いたします。

また、3月7日の本会議、一般質問において、平木議員から15年間議員をさせていただいたとの発言がありましたが、18年間に一部訂正の申出がありましたので、これを許可し、そのように会議録を修正いたします。

次に、総務委員会に付託しておりました議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について外10件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守議員。

○総務委員長（永島 守）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について外10件につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、「大川の駅」事業を廃止する方針決定に伴い、令和5年4月に設置いたしました大川の駅整備振興課を廃止するため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、「大川の駅」事業について、今後、様々な検証が行われようとしている中、大川の駅整備振興課を残しておく必要があるのではないかとただしましたところ、検証への対応や残務整理の人員は必要だと考えており、専任でない担当者の配置やほかの部署との協力体制等で対応したい旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、我々議員も事業の検証を慎重に、かつ公正に行うという重責を担っており、「大川の駅」事業促進調査特別委員会の設置期間を延長し、検証を行っていきたいと考えている。よい検証を行うためにも、これに携わった組織が対応すべきであり、廃止は検証が終わってからでもよいのではないかとの意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、賛成少数により、本案は否決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第3号 大川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、同法を引用している箇所について条項ずれが生じるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第4号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、国家公務員の取扱いに準じて職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第6号 大川市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についての2議案は関連いたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

説明によりますと、両案は、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されることを踏まえ、本市においても、国家公務員に準じて、市長、副市長、教育長及び職員の旅費について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、議案第5号並びに議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第7号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、雇用保険法の一部改正により、就業手当の廃止及び地域延長給付の延長が行われることから、失業者の退職手当に関する規定について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した

次第であります。

次に、議案第14号 大川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、消防団組織の充実強化を図ることを目的として、特定の任務に限り従事する機能別団員制度を導入するため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号 大川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本市においても勤続年数35年以上の消防団員に対する退職報償金の区分を設けるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 令和6年度大川市一般会計補正予算について御報告を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、職員の退職等に伴う退職手当1億7,629万1千円、減債基金積立金5,000万円など、計2億5,583万6千円が計上されております。

衛生費には、福岡県南広域水道企業団第2期耐震化事業費等負担金50万円、水道事業会計エネルギー価格高騰対策繰入金230万円が計上されております。

農林水産業費については、地籍調査事業費2億1,187万3千円が計上されております。

教育費には、学校給食食材費高騰に伴う賄材料費300万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は4億7,350万9千円となっておりますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び市債をもって充当するとのことであります。

繰越明許費の補正は、本年度内に完了が見込めない地籍調査事業、道路維持事業等について、翌年度へ繰り越すため、繰越明許費の追加を行おうとするものであります。

地方債の補正は、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更を行おうとするもので

あります。

委員会では、まず、2款1項1目一般管理費の退職手当について、退職者は何名かただしましたところ、定年退職者1名、普通退職者10名、死亡退職者1名、計12名である旨の答弁がなされました。

次に、繰越明許費の補正に関し、道路維持事業及び橋梁維持事業の内容についてただしましたところ、下牟田口地区の市道排水対策工事において、受注者の破産手続等により、また、三丸地区の木橋架け替え工事において、関連事業との調整等により、年度内の完成が見込めないため、繰越明許費の追加をお願いする旨の答弁がなされました。

委員会ではその他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号 財産の取得の一部変更について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は消防ポンプ自動車の取得について、車両生産の遅延により、年度内の納入完了が見込めないことから、履行期間を変更するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定により、市議会の議決を求めるとのことです。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号 大川の駅計画の中止に関する第三者調査委員会設置条例の制定について御報告を申し上げます。

本案は、中止となった「大川の駅」整備事業について、第三者による客観的、かつ公正な検証を行い、事実を市民に伝える必要があることから、市長に条例制定による「大川の駅」事業に関する検証に特化した委員会の設置を求めたが、既存の大川市行政改革推進委員会の中で検証を行うとの考えを変えられないため、有志議員により提案されたものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私からの報告は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御

通告お願いいたします。9番内藤議員、何号議案でしょうか。（「29号」と呼ぶ者あり）29号。7番西田議員は何号議案ですか。（「2号です。第2号」と呼ぶ者あり）2号議案。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃ、第2号議案のほうからですね。第2号に対する質疑でよろしいです。よろしいですね。

それでは、質疑の通告がありましたので、これを許可します。7番西田議員。

○7番（西田 学）

議案第2号に対する質疑を行います。

大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を3ついたします。

1つ目です。市長選挙で民意が示されたにもかかわらず、道の駅の部署を残す大義は何でしょうか。これが1つ目の質問です。

○議長（遠藤博昭）

12番、総務委員長。

○総務委員長（永島 守）

これは一言に申し上げまして、分掌条例の一部改正については、選挙とは全く関係ないと考えております。

○議長（遠藤博昭）

7番。

○7番（西田 学）

2つ目の質問です。

仕事のない部署を残す無駄と非合理性、これをどのように市民に説明をされますか。

○議長（遠藤博昭）

12番、総務委員長。

○総務委員長（永島 守）

整合性等については、これは委員会審査に当たりいろんな意見がございました。先ほど私が壇上で申し上げますとおり、検証をやらなければならない。当然として市長もそういうふうにおっしゃっているわけでありますから、別に人員を配置しながらのこれは設置で残すと、要するに部署を残すということではございませんので、部署のないものについては何ら市民

に対しても、それから、財政的な負担も一切ございませんので、またそういう理由には当たらないかと考えております。

○議長（遠藤博昭）

7番。

○7番（西田 学）

3つ目の最後の質問です。

本来、行政組織は簡素で市民に分かりやすいことを旨とし、ベストとします。また、民意に沿った組織のスリム化は当然のことであります。

お聞きします。議案第2号を否決した総務委員会の判断根拠をお示してください。

○議長（遠藤博昭）

12番、総務委員長。

○総務委員長（永島 守）

それは議員個別の問題でありまして、これは委員全員で、それぞれの考えに基づいて出された結果だと私は思っております。

○議長（遠藤博昭）

では次に、議案第29号に対する質疑を、9番内藤栄治議員。

○9番（内藤栄治）

議案第29号 大川の駅計画の中止に関する第三者調査委員会設置条例の制定についてお伺いいたします。

まず第1番目に、こういうことは立法事実がないと思います。第三者委員会とは当事者以外で構成された委員会を指すことで、行政改革委員会も第三者委員会なんです。よって、同じ委員会を同時につくっても意味がない。行政改革委員会が発足しているので、新たに第三者委員会なるものは要らないと私は思いますけど。どうぞ。

○議長（遠藤博昭）

思います——質疑じゃないんですか。

○9番（内藤栄治）続

いや、質疑です。思う。

○議長（遠藤博昭）

12番、総務委員長。

○総務委員長（永島 守）

内藤議員が言われるのは、ただいま私はこう思いますというのは私見が主でございますけれども、そのような場合に、議長、どういうふうな取り計らいをいたしましょうか。

○議長（遠藤博昭）

9番、質疑は……（「要らないです」と呼ぶ者あり）意見とか感情を入れてもらっては困りますので、疑問に思うことだけをおっしゃってください。9番。

○9番（内藤栄治）

けん、第三者委員会なるものはどういうものですかと聞いているわけ。

○議長（遠藤博昭）

どういうものか。12番、総務委員長。

○総務委員長（永島 守）

これは全て各位御存じかと思えますけれども、私どもは執行部提案並びに議員提案、これについてはほとんどが委員会に付託をされているわけでありますけれども、今回の29号議案については、しかるべき議員の有志の中からはっきりと提案理由の説明を既に述べてあるわけでありますから、この委員会での審査状況等々について、私がここでお答えする立場にはございません。

○議長（遠藤博昭）

9番。

○9番（内藤栄治）

この条例の運用権は市長にあるんです、第三者委員会。市長が認めなければ、この条例は何もならないじゃないですか。

○議長（遠藤博昭）

12番、総務委員長。

○総務委員長（永島 守）

私が答えるべきことかどうか分かりませんが、委員会では——今、当然私に対しての質疑であろうというふうに考えます。

委員会においては、提案された議案を付託された委員会において、意見を述べ、審査をするわけでありますから、これもまた先ほど2号議案でお答えいたしましたとおり、結果等についても、これは委員各位の意思で示されたものであって、それからまた、余分なことであ

りますけれども、当然として、これが成立した場合においては、あと使用されるされないは、これは市長の権限の中にあるわけでありますから、私どもはどういう意思を持って、これも私の私見が多く入ると困りますから大まかにお話ししますと、厳正に、正確な、後ほど私は特別委員会からもこの内容等に触れた、いわゆる会期の延長、期間の延長を皆さん方をお願いいたしますけれども、その中でも当然お話をさせていただきますけれども、これは市長の考えとすれば、やめてよかったというのか、また逆に、ほかのほうからするとやめなきゃよかったと、私はこの検証をやるに当たっては、両面から、いわゆる並行して私は検証すべきであろうというふうに思うわけでありますから、その辺のところを、余計なことではありますが、付け加えさせていただきました。

○議長（遠藤博昭）

9番。

○9番（内藤栄治）

第3番目に、これが一番重要なことですね。委員会で審議を確実にしてもらったかということなんです。この条例案、大川の駅計画の中止に関する第三者調査委員会設置条例案、条例に書いてある第3条ですね。委員会は委員3人以内で組織する。委員は委員会以外の本市の附属機関その他の協議会等の委員でない者であって、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。1番目に、弁護士会から推薦された者、これは市外在住者に限ると。司法書士会から推薦された者、建築士から推薦された者という条件がついているんですね、この委員のメンバーには。これは人事権は市長にあるんですね。これは人事権はないんですよ、議員が提出するのには。これは議員提出……

○議長（遠藤博昭）

質問の意図がよく分かりませんが。

○9番（内藤栄治）続

今のこの弁護士会から推薦するとか、司法書士会から推薦する、建築士から推薦すると、網をかぶせているわけですよ、条件として。委員のメンバーを自由に選別できないんですよ、市長は。そういうメンバーの中から推薦された人を市長が委嘱するという文言になっているわけです。これが、市長がこういう提案をするならそれでいいんですよ、市長が提案するならこの文言でも。これは議員が提出している文言なんですよ。議員の有識者が議員提案の条例でこういう市長の人事権に関わることを明確にした条例なんかないんですよ。だから……

○議長（遠藤博昭）

何を質疑されたいんですか、趣旨が。

○9番（内藤栄治）続

いや、だから、これは間違っているち言うわけ。けん、そこを総務委員会で審議されたかと。リーガル……

○議長（遠藤博昭）

質疑になっていないですけど。

○9番（内藤栄治）続

審議されたかということを知っているんですよ。リーガルチェックを行っていたかとかです。やはりこれを議会に通すことになってくると、そこら辺まで検証を総務委員会でしていただいたでしょうかということを知っている。

○議長（遠藤博昭）

総務委員会で慎重に審議をなされたかというお尋ねです。お答え願えますか。総務委員長。

○総務委員長（永島 守）

議員を長くやってあるからお分かりだろうと思えますけれども、まずは、いわゆるこういう特別な組織をつくる、そういうものについては、議会を通すべきもの、通さなくていいもの、いろんなものがありますけれども、その中の一つであって、まずは議会を通す。これも余分な話でありますけれども、今現在、市長はそういうお考えがないかもしれない。しかし、議会がこれを承認することによって、そして、市長もこれは気持ちが変わられるかも分からない。だから、まずは議会を通すというのが順番からして、私どもが総務委員会で付託を受けたのは、この提案をされたわけでありますから、やるべきであろうか、やらなくていいのかというのは、それは委員各位が判断されたことであって、内藤議員が質問なのか討論なのか分からないけれども、いわゆるそれに応えるこういう議場の議員の立場にはございませんので、しかとそれは議長のほうからも説明をしていただきたいと思います。

○議長（遠藤博昭）

これをもって質疑を終結します。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。西田議員、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）反対ですね。9番内藤議員は。（「反対です」と呼ぶ者あり）反対ですね。

じゃ、7番西田議員からどうぞ。

○7番（西田 学）（登壇）

皆さんおはようございます。

議案第29号です。第29号に反対討論をいたします。議席番号7番、西田学です。

議案第29号 大川の駅計画の中止に関する第三者調査委員会設置条例の制定について反対をいたします。

既に設置されている条例に基づく調査権のある行政改革推進委員会、これはれっきとした第三者委員会であり、各委員に委嘱され、会長も決定しています。今後、委嘱された委員が具体的な調査をして、そして、調査結果の答申を出します。

大川市政始まって以来の大事業と前市長が言われました。これを、「大川の駅」（仮称）計画ですね。「大川の駅」（仮称）計画を検証することは、まさしく大川市行財政改革の本丸であります。早急に調査をして、大野島に決まった経緯、それと総事業費、これなどを明らかにしなければなりません。

定義によりますと、この行政改革推進委員会、今既にある行政改革推進委員会、ちょっと紛らわしいんですけども、これはまさしく第三者委員会そのものなんですね。

さらに、私は3月7日に質疑をしました。この答弁の中で、この行政改革推進委員会、今ある委員会のことを市長の私的諮問委員会というふうに勘違いをされていました。この勘違いによって出された議案第29号、これは提案者の議員自らが取り下げるべきでした。

また、この条例案の内容について、3つ反対理由を述べます。

今、内藤議員からもありましたけれども、1つ目は、既に行政改革推進委員会が立ち上がっており、立法目的がなくなっている、同じような委員会をつくらうとしております。

それから2つ目、条例の運用は市長の権限であり、運用見込みが立たない。これも内藤議員言われました。

それから3つ目は、人事権は地方自治法により市長にのみ付与されていますが、条例案では、委員会の選任は市長以外の人に任される立てつけになっております。これは人事権の侵害であり、自治法に抵触します。つまり、この条例案は関係法令に違反をしているため、立法自体が無効となります。

この3つの理由によりまして、議案第29号を通すことは大川市議会にとって汚点となるため、絶対に否決すべきです。

以上です。

○議長（遠藤博昭）

次に、9番内藤栄治議員。

○9番（内藤栄治）（登壇）

大川の駅計画の中止に関する第三者調査委員会設置条例に対して反対意見を申し上げます。

私の意見は今さっき質疑も言いましたし、また、西田議員も言われております。もうこれの繰り返しになりますけど、本当、この第3条が一番問題なんですね。人事権は市長にあるんです。市長にあるのに、議員提案が全部網がかぶっているんですよ。市長がこの人をということが求められない、この条例になっているわけです。こういう条例は、本当、先ほど西田議員が言ったように、これは違法なんですね。法律に間違っているんですよ。だから、こういう法律に間違った条例を大川市が上程するというかですね。考えられないわけです。

大川市政71年、この年月で、ここで汚点を皆さん残すんですか。これはリーガルチェックをしたほうがいいですよ。地方自治法を一からこれを絶対チェックしながら議決した方がいいんです。早急にすることじゃないと思います。

今、マスコミで話題になっている兵庫県ですね。兵庫県の第三者委員会は、県議会議長が要望書を知事に出され、知事自ら第三者委員会をつくったんですよ。これが普通の流れなんですね。だから、議員提案でこういう条例をつくるとなると、こういう間違ったことが起きてくるわけです。だから、こういう間違いごとを起したら駄目なんですよ、大川市議会は。だから、こういうことを皆さん方に良識ある判断をしてくださいと私はお願いして、反対意見を述べさせていただきます。

○議長（遠藤博昭）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

まず、議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務委員長の報告は否決とされましたが、本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本案は否決されました。

次に、議案第3号 大川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部

を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 大川市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 大川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 財産の取得の一部変更についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 大川の駅計画の中止に関する第三者調査委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第8号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、平木一朗議員。

○13番（平木一朗）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第8号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第8号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、家庭的保育事業等における職員配置基準の見直し、食事の提供の特例の適用に当たり、求められる必要な配慮を行う職種に栄養士免許を有さない管理栄養士を追加し、また、連携施設経過措置の延長等を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、1点目は、職員の配置基準が満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人につき1人の職員を置くとされているところをおおむね15人につき1人とするように改め、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人の職員を置くとされているところをおおむね25人に1人とするよう改めるものであります。2点目は、栄養士法の改正に伴い、運営等に関する要件について、家庭的保育事業所等に搬入する食事の提供の特例を適用するに当たり、栄養士の指導等が必要であるが、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合も要件を満たすことができるよう改めるものであります。3点目は、連携施設の確保に関する例外規定の延長や代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する要件の緩和などを行うもので、4点目は、関係条例が参酌基準としている厚生労働省令及び内閣府令の改正に伴う改正を行うものであります。

委員会では、職員の配置基準の見直しに当たり、どれくらいの職員がプラスで必要になるかただしたところ、家庭的保育事業等を実施している事業所は市内にはなく、改正後の規定を適用することでどれくらいの保育士が必要になるかは試算できていない。なお、保育所、認定こども園についても同様の配置基準の見直しがなされ、同じように経過措置を設けたところで基準を満たす配置がなされた場合には、施設型給付費の公定価格に加算措置が取られる対応がなされている旨の答弁がなされました。

次に、本市の現状として、職員不足が生じている保育所等があるかただしたところ、年度初めに保育士が不足している状況はないが、年度途中、例えば、育児休業明けで保育園に預けたいときに職員の配置ができず受入れができない場合などで、育児休業の期間を延長するようなことは生じている。保育士不足については、近隣においても保育士確保に取り組んでいるところがあるため、それらの取組を参考に、本市としてできる部分について、今後研究していく旨の答弁がなされました。

委員からは、幼稚園教諭や小学校、または養護教諭の普通免許状を有する者も保育士とみなすことができるとされているが、このような運営を行っていくと、いろいろな格差が生じてくることが懸念され、保育士の雇用に結びつくことでもないため、執行部や議員が国、県に要望して、保育士の待遇面など改善をしっかりと訴えていく必要がある旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号 大川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、中学生までの入院、通院に係る医療費について、令和7年10月から医療機関での自己負担が無料となるよう、子ども医療費の助成を拡充するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、現在、本市の子ども医療費については、一月の1医療機関当たりの自己負担限度額は、3歳未満は入院、通院いずれも自己負担はないが、入院の場合、3歳以上中学生までは月7日分を上限に1日500円、通院の場合、3歳以上の未就学児は600円、小学生及び中学生は1,200円の負担をいただいているとのことであります。

子ども医療費に関しては、子育て支援の一環として全国的に助成額の拡充が進んでおり、

近隣自治体においても、令和5年10月以降、助成額が拡充されている状況である。昨年3月議会の一般質問の際に、当時の倉重市長も、状況を見ながら、近隣に後れを取らないよう前向きに助成額の拡充を行っていく旨の答弁をなされました。本市としても、子育て支援の重要性の観点から、医療機関での自己負担を中学生まで無料にするよう改正を行おうとするものであります。

施行日は令和7年10月1日で、これは国や審査支払機関等との調整や電算システムの改修等に一定期間が必要なためとのことであります。

また、今回の改正に伴い、3歳から中学生までの子どものうち、現在は子ども医療より自己負担の少ない重度障がい者医療、ひとり親家庭医療の対象となっている子どもについても、自己負担のない子ども医療の対象として新たに認定することになるとのことです。

委員会では、中学生までの医療費を無料にする費用は自主財源なのかただしたところ、県の基準に合う部分については、県が2分の1を負担するが、それを超えて拡充する部分については、基本的に自主財源になる旨の答弁がなされました。

委員からは、県からの補助が足りない部分は自主財源であることは今後留意すべき点である。自治体で競争になって地域格差が生じないように、また近隣自治体と連携し、県や国に要望するなど取り組んでいただきたい。そのように解決していかないと、だんだん取り残されてしまう地域が出てくる。この件は以前から話があって検討してきたことであり、地域格差などに配慮していただき、今回改正を行おうとすることに感謝したい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 令和7年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費7,546万7千円、保険給付費33億723万1千円、国民健康保険事業費納付金10億6,983万9千円などで、予算規模は45億1,200万円であります。

委員会では、6款2項1目特定健康診査等事業費の特定健康診査受診勧奨業務委託料に関し、6年度の事業は内容を見直したようだが、どれくらいの方が受診しているのかただしたところ、1人当たり500円の自己負担をいただいていたところを無料にして、受診会場等で

広報のためのPR資材の配布などを行った。令和7年1月末時点での受診率は、昨年1月末と比べて約1.5%上がっている。ただし、他自治体と比べてまだ低い状況にあるため、市民への啓発が十分には届いていないと感じている。この事業は医療費の抑制につながるので、今後も自己負担を無料にして、広報活動を充実させていきたい旨の答弁がなされました。

委員からは、特定検査の受診が増えれば、特別交付税の収入増にもつながる。また、年齢や性別によって病気のリスクが高まってくることも広報しながら、早期治療ができるように受診の習慣化につなげていただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号 令和7年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費2,557万4千円、後期高齢者医療広域連合納付金7億3,991万4千円などで、予算規模は7億6,900万円であります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号 令和7年度大川市介護保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づく介護保険事業について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費1億1,679万4千円、保険給付費36億3,767万2千円、地域支援事業費1億4,973万1千円などで、予算規模は39億3,500万円であります。

委員会では、2款1項介護サービス等諸費及び2款2項介護予防サービス等諸費が、6年度予算と比べ、全体的に若干増加していることに関し、その主な要因についてただしたところ、認定率が上がり、利用者数が増えたことが、約2%増えていることの主な要因である旨の答弁がなされました。

次に、5款3項2目任意事業費の高齢者支援ボランティア奨励金に関し、6年度予算と比べ、倍以上の約147万円に上がっている理由についてただしたところ、ボランティア活動の拡充を見込んでいるためである。7年度はボランティアポイント事業の内容を見直し、事業

ごとに付与するポイントを定め、スマホでポイントを貯められる方には加算するなど利用者増につなげていきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

総括意見として、まず、大川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、以前から議員も一般質問等を通して、執行部に子ども医療費助成の拡充をお願いしてきたもので、前市長からも近隣自治体の状況を見て前向きに対応していきたいとの回答をいただいていた。本年10月から改正をしていただくことに議会としても感謝申し上げたい。しかしながら、全国的にも医療費無料化で懸念されているのが過剰受診であり、担当課である程度の予算の枠は考えていると思うが、それを超えたりしないか、引き続きチェックをお願いし、良識ある市民の皆様の適切な御判断をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

次に、大川市の後期高齢者医療事業特別会計及び介護保険事業特別会計においては、高齢化率や介護認定率の上昇により、支出が増えている。さらに、物価上昇や人件費の高騰などの要因でも支出が増え、苦勞された結果の予算であったかと思うが、各課それぞれの現状と市の情勢を考慮した上で、県や国への要望活動を行っていく必要もあるかと思う。地域格差を解消し、市民が困らないよう行政と議会が連携して取り組んでいかなければならない。引き続き執行部の尽力と協力をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

以上で私の報告を終わります。

○議長（遠藤博昭）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第8号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及

び大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 大川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和7年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和7年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和7年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第10号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、川野栄美子議員。

○産業建設委員長（川野栄美子）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第10号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第10号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第11号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、両議案とも、地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用している箇所について条項ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、職員の賠償責任に係る規定の中で引用する法律の条項が第243条の2の8第8項から第243条の2の9の第8項に変わったため、両条例、第5条を改めるものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、管理職員特別勤務手当支給対象時間の範囲を国家公務員の取扱いに準じて拡大するため、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、管理職員特別勤務手当の支給対象時間について、現行の午前0時から午前5時までの間を午後10時から翌日の午前5時までの間に広げるものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、水道法施行令の一部改正に伴い、大川市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を緩和するため、所要の改正を行うものであります。

内容としましては、水道事業に携わる技術職員数の減少に伴い、布設工事監督者及び水道

技術管理者の人材の確保が困難になっていることから、資格要件の見直しが行われております。技術上の実務経験は、水道事業に携わった経験年数のみを対象としていましたが、少なくとも半分以上、水道事業に携われば、下水道事業などの水道関連分野に携わった年数も技術上の実務経験に含むことができるよう資格要件の緩和が行われております。また、布設工事監督者の資格要件に、機械科や電気科などの課程を卒業した者のほか、1級土木施工管理技士を追加するなど改正を行うものであります。さらに、水道技術管理者の資格要件に、上下水道部門に合格した技術士及び1級土木施工管理技士を追加するなどの改正を行うものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 令和6年度大川市水道事業会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は収益的収入を補正するものであり、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの補助金を水道事業の運営経費に充てるため、収入として230万円を計上するものであります。

内容としましては、幡保配水場の電気代が高騰しているため、水道事業会計を支援するものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号 令和7年度大川市水道事業会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、予算第3条収益的収支は、収入である水道事業収益7億8,536万8千円に対し、支出である水道事業費が7億8,117万7千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出3億3,047万2千円に対し、資本的収入は1億5,128万3千円で、資本的収支不足額1億7,918万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,327万4千円、当年度分損益勘定留保資金1億6,591万5千円で補填することとあります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号 令和7年度大川市下水道事業会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、予算第3条収益的収支は、収入である下水道事業収益5億5,780

万円に対し、支出である下水道事業費は4億7,828万7千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出8億4,209万6千円に対し、資本的収入は6億662万5千円で、資本的収支不足額の2億3,547万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,814万7千円、当年度分損益勘定留保資金1億5,595万5千円、当年度利益剰余金処分量6,136万9千円で補填するとのことであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（遠藤博昭）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第10号 大川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 大川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度大川市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和7年度大川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度大川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第18号 令和7年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守議員。

○予算特別委員長（永島 守）（登壇）

私は予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第18号 令和7年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、歳出面においては、「大川の駅」整備事業の廃止により全体として普通建設事業費が減少したものの、物価及び人件費の高騰の影響を大きく受け、また、子ども・子育て関連の制度改正などもあり、物件費や扶助費について大幅な増額が見込まれる。一方、歳入面では、市税全体としては4.2%の増となっているが、令和6年度に実施された定額減税に伴う市税の減収が回復したことが主な要因となっており、これを除くと実質横ばいの状況である。また、地方交付税については0.7%の増加が見込まれているが、財源不足を補填する基金繰入金も増加しており、令和8年度以降の地方交付税の動向も含め、一般財源収入が今後大きく伸びていくことはあまり期待できない状況にある。このため予算編成に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、限られた財源の効率的かつ重点的な配分に努めたところであり、その結果、一般会計の予算規模は201億2,000万円となり、前年度当初予算との対比でプラス11億円で、5.8%の増となっているとのことであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げます。

まず、2款1項15目旧大川の駅整備予定地管理費、看板撤去工事費、仮設搬入路撤去工事費の内容についてたどしましたところ、「大川の駅」整備事業のPRとして大野島インターチェンジそばに1か所、市役所前に1か所設置している看板の撤去工事費及び「大川の駅」整備のために設置した工事用の仮設搬入路2か所の撤去工事費である旨の答弁がなされました。

委員会では、看板撤去工事費については、看板がある場所は大川をPRするのに大変よい場所であり、可能であれば撤去せずに利活用をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

次に、2款1項14目大川リビルディング事業費の商品開発支援事業補助金の内容についてたどしましたところ、地元食材を活用した新商品の開発や既存商品の磨き上げに意欲的に取り組まれる事業者等を支援することで、地元の農水産物や新商品開発のPR、情報発信を進め、ひいては地域全体を活性化することを目的として、新商品開発に50万円、既存商品の磨

き上げについて25万円を上限として必要経費の2分の1を助成する旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、過去にも同じような取組がなされてきたが十分な成果が得られていない。大事な財源を生かすためにも、しっかりと検証を行い、反省を踏まえた上で事業採択をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

次に、3款1項1目社会福祉総務費の人権啓発活動に係る報償費等に関し、現在、大川市では、SNS等による言われなき誹謗中傷や間違った情報による個人への攻撃が起きている。また、市職員への業務妨害、ハラスメントによる業務効率の低下や精神的負担を懸念している。行政は、市民に向けたSNSの適切な利用のための啓発活動、市職員が安心して仕事ができる環境づくりに積極的に取り組むことが喫緊の課題ではないかとたどしましたところ、人権問題は大変深刻であり、最近では特にインターネットによる人権侵害が問題になっている。現在、久留米市などで構成する筑後地区人権・同和対策推進協議会や県において、SNS対策について検討しており、法務局とも連携している。大川市におけるSNSによる人権侵害についても研究、検討し、積極的に対応していきたい旨の答弁がなされたところでありませす。

次に、4款2項2目塵芥処理費のごみ・不燃物収集処理委託料に関し、約1億円増加している内訳についてたどしましたところ、家庭から出るごみ袋の収集は民間事業者委託しているが、収集方法の変更に伴い、収集に回るパッカー車3台と人員9名の増加が必要となったためである旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、ごみ収集車の遅れに対する不満の声が最近少なくなったことについてたどしましたところ、昨年11月から収集方法を変更し、当初は業者も慣れていない部分があったが、徐々に落ち着いてきて、2月下旬頃には車が1台増え、人員も2名増員されたため、収集が若干早くなった。まだ遅れは完全に解消されてはおらず、市民に迷惑をかけているが、業者との協議を行っており、できるだけ早い時期に元の状況に戻るよう頑張っている旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目農業振興費の農福連携推進事業費補助金の実績についてたどしましたところ、JAを中心に農業グループに対し周知を行ったが、農福連携に関する研修費用やアドバイザーの派遣等に必要経費の補助金申請はなされていない。農業を行う就労支援施設や福祉事業所等に対し、栽培等に関する技術アドバイザーの派遣費用や農業資材購入に対する助成の取組については、障害者就労支援センターにおいてキクイモの栽培が行われ、生の

キクイモの販売やキクイモを使った加工品作りが行われており、今月、キクイモボーロを販売予定である。その他、介護老人保健施設での食事の提供も検討されており、今後、社会福祉分野における農業生産活動が進んでいくと考えている旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目農業振興費の有害鳥獣対策狩猟免許取得支援事業費補助金の実績及び猟友会の会員数についてただしましたところ、令和6年度当初から周知は行っていたが、応募はなかった。しかし、狩猟免許取得に興味を持たれている市民もいるため、次年度に向け、免許取得希望者の掘り起こしを行っていききたい。会員数については、この1年は変わっていないが、会員の高齢化によって視力が低下することによる危険性を危惧している旨の答弁がなされました。

委員からは、若年層への周知について、今後、市報以外のSNS上の周知も必要であると思われるが、その対応についてもお願いしたい旨の意見が開陳されたところであります。

次に、7款1項4目観光費のおもてなし環境整備補助金の事業内容についてただしましたところ、外国人を含む観光客の満足度の向上を図るため、市内の事業者等が観光客を受け入れる環境整備に要する経費を補助するものであり、店舗等で利用するメニューやパンフレットなどの多言語化や多言語翻訳機器の購入、電子決済端末の購入等に充てるための費用が対象である。福岡県において、観光資源の魅力向上や、旅行者の受入れ環境の充実など、観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税が課税されており、県内市町村に対して宿泊者数や旅行者の数に応じて交付される宿泊税交付金を財源としている旨の答弁がなされました。

委員からは、インバウンド需要に対応するメニュー等の多言語化とともに、キャッシュレス化の普及について推進していただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、7款1項4目観光費の古賀政男記念館トイレ改修工事費補助金に関し、どのような改修を行うのかただしましたところ、古賀政男記念館の屋外トイレ3基の和式便器をウォシュレット付きの洋式便器にし、男性用小便器を自動洗浄小便器にする。また、自動水洗手洗にし、床のタイル及び壁の補修等を行おうと考えている旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、100%の補助を行うのか、古賀政男記念館の所有者である財団から支出される額に上乗せする補助金であるのかただしましたところ、補助金の財源は市費である一般財源だが、古賀政男記念館はトイレも含めて建物自体が一般財団法人古賀政男音楽文化振興財団の持ち物であるため、今後、財団と協議を行っていききたいと考えている旨の答弁が

なされました。

次に、8款5項5目公園費に関し、大川中央公園リニューアルについてたゞしましたところ、メインコンセプトである「中心市街地における開放感あふれる安全で快適な都市公園」を目指してリニューアルに臨んでおり、コンセプトに合わせて公園内を整備し、子育て支援施設モッカランドと連携し、子育てしやすい公園として大いに貢献できる施設になったのではないかと考えている旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、公園内の木を残してほしかったとの意見もあるようだが、若いお母さん方からは、これまで木の茂みが多かったので外部から見えづらく、子どもたちを遊ばせるのが怖かった、リニューアルのおかげで一緒に公園に行って子どもを遊ばせることができるようになったと感謝する声もあるため、様々な観点から総合的に判断していただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、9款1項2目非常備消防費の消防団補助金について、増額の理由をたゞしましたところ、消防団補助金については、令和4年度に支給方法の見直しを行って以来据え置いていたが、コロナ禍が去り、消防団の行事が活発に行われるようになったことにより、各分団の運営費が厳しい状況にあることから、増額を行い、団活動の活性化を図りたい旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、団員の確保が難しくなっている状況の中、市民の安心・安全のため熱心に活動していただいている団員の皆さんが支障なく活動できるよう、環境整備をお願いする旨の意見が開陳されました。

次に、10款7項3目学校給食センター費の学校給食費補助金に関し、物価高騰により早急に生活支援が必要な状況のため、令和7年10月からの全額補助ではなく、同じ予算で4月から半額補助ができないのかたゞしましたところ、市外に通学する児童・生徒などにも公平性を保つため、大川市の給食費相当を助成する制度を考えている。また、給食費は公の会計ではなく学校の私会計であるため、学校側に話をし、了承をいただかないと進めることができない旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、給食の原点は子どもたちに栄養をしっかりと摂取させる目的で全国に広まったもので、給食にはそのような重要性もある。また、生活に困っておられる方への支援は必要であるが、近隣市町との連携の中で、地域格差が生まれないように取り組んでいくことも重要である。次年度以降、国においてしっかりと対応いただくことは非常にありがた

いことである旨の意見が開陳されました。

次に、歳入の13款1項9目の教育使用料に関し、ふれあいの家の使用料についてただしましたところ、令和4年度から、市外からの利用者について宿泊料を500円増額したことから、決算額は増加傾向にある。特に6年度は佐賀県で国民スポーツ大会が行われたこともあり、700万円ぐらいになると見込んでいる。引き続き魅力ある施設運営に努め、収入確保に努める旨の答弁がなされました。

最後に、総括質疑において各委員から意見、要望が述べられましたので、簡潔に紹介させていただきます。

来年度予算には様々な政策が盛り込まれており、これを生かすため、執行部と一緒に取り組む所存である。少しでも市民の皆さんのお力になれるよう、明るい大川の未来に向けて頑張っていきたい。

今回の予算案は、江藤市長初めての予算編成であったが、公約に挙げられていた施策も盛り込まれてあったと思う。予算執行においては大変なこともあると思うが、職員の協力をよろしく願います。

予算全体を見ると、民生費が最も多く財源を必要としている。児童福祉や生活保護、健康など大切なところであるが、これをどうやって抑えていくかが重要であり、市長をはじめ職員の手腕にかかっている。今後の推移を見守りたい。

本委員会の説明の中で、市民の暮らしが厳しくなっていると感じた。生活困窮者等への対応は急務であるが、決してお金だけの問題ではなく、例えば、子育てに悩んでいる方など、お一人お一人に寄り添った支援が大切である。地域のつながりが希薄になり、核家族化が進む中、ますます行政の手が伸びなければならない。それには機械でも何でもない人の手だということをぜひ考えていただきたい。

これまでの市政では、将来の人口減、高齢化社会に備えるためにも、稼ぐ力を生み出す様々な政策が行われてきたが、今回の予算は、それらが実を結び、形となったものが多くあると感じた。新たな施策については、知恵を出し合えば解決できるような点も見受けられるが、また別の機会で提案をしていきたい。

今回の予算は、市長と職員が協議の上、市民のために組み立てられたと思うが、委員会の中では我々がお願いしたものをしっかりと検討していただき、今後、大川ににぎわいを創出し、次世代を担う子どもたちのためにつないでいただきたいと思うので、有意義で健全な予

算執行をお願いしたい。

本委員会は、市民から預かった大切な税が適切に使われているのか検証するところであり、我々の質問に対し、職員は真摯に一生懸命答えていただいたが、市長の発言は職員との意見の食い違いや、批判的な言葉が多かったように思える。財源には限りがあり、施設改修などのハードの面だけではなく、市民生活に目を向け、執行部内で意思の疎通を図りながら、優先順位を明らかにし、予算執行をお願いしたい。

インターネットでは、市政に関わる事実と異なる情報や誹謗中傷が続いている。これには行政を挙げて対処すべきであり、市政を語る以前にこのようなことから入っていかない限り、大川市は決してよくなる。また、「大川の駅」事業に関しては、市民に夢を与えながら突然白紙となったが、にぎわいをつくることが行政の仕事であり責任である。このままでは大川もやっていけない時代が来る。それに備えておくことこそが今であり、そのためにもしっかりと検証をしていただきたい。一方で、議会においても引き続き特別委員会における検証、有明海沿岸地域の交流などを続けていきたいと思う。職員にも協力を願うが、大川市の後世のため、この時代に生き、その責任を担う者として理解をお願いしたい。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。御清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第18号 令和7年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、令和5年6月議会において設置されました「大川の駅」事業促進調査特別委員会に付託しておりました調査案件を議題といたします。

これから「大川の駅」事業促進調査特別委員会における調査の経過並びに結果について、「大川の駅」事業促進調査特別委員長の報告を求めます。「大川の駅」事業促進調査特別委員長、永島守議員。

○「大川の駅」事業促進調査特別委員長（永島 守）（登壇）

私は「大川の駅」事業促進調査特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました「大川の駅」事業促進に関するこれまでの調査経過並びにその結果等について御報告を申し上げたいと思います。

本委員会では、有明海沿岸地域浮揚政策実現のため、「大川の駅」事業促進に関し、調査及び協議を行う会議などを通し、そして、本市のPRや今後の事業促進課題に伝えるべく、その任に当たってまいりました。この間、企業や事業所訪問に取り組み、令和5年6月30日の特別委員会設置以来、令和7年3月までの間、計10回の会議、計24か所の事業所等の訪問を行ってまいりました。また、事業所等への訪問の際、有意義な意見をいただくなど、訪問企業の皆さんや「大川の駅」事業関係課職員の皆さんには詳細にわたる大変御理解と御協力をいただき、心より感謝をいたしているところでございます。

しかし、昨年9月の市長選挙において、「大川の駅」事業廃止を唱えた江藤義行氏が僅差をもって当選、令和6年12月23日の経営会議において「大川の駅」事業廃止の決定がなされ、令和7年1月10日の議員協議会の場で、事業廃止について、その旨の報告がなされましたが、皆さん御承知のように、この特別委員会は事業促進調査特別委員会であることから、なぜこの事業が廃止されなくてはならなかったのか。私ども「大川の駅」事業促進調査特別委員会委員は今後の活動として、事業廃止に至る経過の調査並びに検証という重責を担っており、事業廃止に伴う功罪について、慎重に、かつ公正に明らかにしていかななくてはなりません。

今後の「大川の駅」事業廃止に伴う事業促進調査特別委員会による検証結果、その報告は、国県の省官庁関係者をはじめ、市内外行政でも強い関心が持たれておるのも事実であります。その結果に期待されております。低迷する市内産業の将来基盤の強化が望まれるこの地方では、「大川の駅」事業廃止が後世に与える影響は計り知れません。私どもも政治行政に直接関わる者として、その責務はしっかりと果たしていかななくてはなりません。本当に事業

を廃止してよかったのか。廃止することによる将来の損失はどれほどになるのか。また、次の世を担う者たちへのプラスとマイナス、政治行政の功罪、ともに検証しなければなりません。

また、本来ならば事業廃止を掲げると同時に考えるべき政策もなく、晴天のへきれきが現在を迎えたと言わざるを得ません。跡地の有効な活用策はいまだに示されてはおりません。2月28日に大川市が示した「大川の駅」事業検証については、既存の行政改革推進委員会での調査が決定されたものの、市議会では第三者による検証委員会設置条例を提案し、これを可決いたしました。大川市としてどのように考えておられるのか、委員会への報告は一切あっておりません。特別委員会といたしましては、市民はもとより、これまで御支援いただいた、特に有明海沿岸の広域行政関係者等に対し、きちんとした形でお知らせする必要があります。

私ども特別委員各位は承知のとおり、委員会の設置期間は令和7年3月31日までとなっておりますが、設置期間をさらに1年間延長し、引き続き将来にあしき影響が残らぬよう、市民の負託に対し、全力で応えてまいりたいと考えます。今後の活動につきましては、必要に応じて専門知識を持たれる様々な方々に参考意見や調査研究に対する御指導をいただき、調査、検証を進めてまいりたいと考えております。

以上で私からの報告とさせていただきます。

○議長（遠藤博昭）

「大川の駅」事業促進調査特別委員長の報告は終わりました。

これから「大川の駅」事業促進調査特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、「大川の駅」事業促進調査特別委員会の設置期間の延長についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、委員各位の御努力により「大川の駅」事業促進調査特別委員会において調査を進めていただきましたが、先ほどの「大川の駅」事業促進調査特別委員長報告のとおり、設置期間を1年延長し、令和8年3月31日までとし、議会閉会中もなお継続して審査及び調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は後ほどお知らせいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（遠藤博昭）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、市長から議案第30号 令和6年度大川市一般会計補正予算並びに議案第31号 工事請負契約の一部変更についての議案2件の送付と、さらに、本市議会議員永島守議員外2名から議案第32号 大川市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案1件と、さらに、本市議会議員平木一朗議員外2名から議案第33号 大川市議会ハラスメント根絶条例の制定についての議案1件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、議案第30号 令和6年度大川市一般会計補正予算から議案第33号 大川市議会ハラスメント根絶条例の制定についてまでの案件4件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

まず、議案第30号並びに議案第31号について、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（江藤義行）（登壇）

皆さんこんにちは。本日ここに、追加として提案させていただきました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第30号 令和6年度大川市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

今回の補正は、道の駅整備予定地地盤対策工事費につきまして、令和6年10月の契約変更仮契約から令和6年12月の工事契約の一部変更議案の議決までに日数を要したこと受け、施

工体制の調整を行いながら、今年度内の工事完了に向けて鋭意工事の進捗を図ってまいりましたが、排水対策工の増工や天候不良に伴う工事休止などにより、再度、不測の日数が発生し、本年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰越しするため、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、議案第31号 工事請負契約の一部変更について御説明を申し上げます。

本議案は、道の駅整備予定地地盤対策工事につきまして、令和6年10月の契約変更仮契約から令和6年12月の工事契約の一部変更議案の議決までに日数を要し、関係機関との盛土材（建設発生土）の追加受入れ協議が調わなかったことから、受入れ済みの土量にて盛土を実施するため、盛土及び土砂積み込み運搬の土量を減工し、契約金額を変更するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議員各位におかれましては、これらの議案について特段の御配慮をいただき、何とぞ御議決をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤博昭）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第32号について、提案理由の説明を求めます。永島守議員。

○12番（永島 守）（登壇）

本日、追加提案をいたしました議案第32号 大川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げたいと思います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、本条例に引用されている条項が変わったため、このたび改正を行おうとするものであります。

議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭）

提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第33号について、提案理由の説明を求めます。平木一郎議員。

○13番（平木一郎）（登壇）

議案第33号 大川市議会ハラスメント根絶条例の制定について、提案理由を述べさせてい

たきます。

本日、追加提案いたしました議案第33号 大川市議会ハラスメント根絶条例の制定について、提案理由を申し上げます。

昨今、自治体の長や議員が関係するハラスメント関連の報道が後を絶たず、社会問題となっております。

大川市議会及びその構成員である議員は、市民の負託により二元代表制の一翼を担う重責を理解し、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけるハラスメントを断じて許さず、率先してこれを根絶し、職員等と議員が安心して市民のため職務を遂行できるよう環境を確保することによって、信頼され続ける議会を実現するため、必要な措置を講じるものであります。

議員各位の御賛同を賜り、御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の提案理由の説明を終わります。

○議長（遠藤博昭）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第30号 令和6年度大川市一般会計補正予算を議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤博昭）

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、御通告をお願いします。

4番馬淵議員、賛成、反対、どちらですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）はい。ほかにどなたかいらっしゃいませんか。

では、ただいま討論の通告がありましたので、これを許可します。4番馬淵清博議員。

○4番（馬淵清博）（登壇）

議席番号4番、馬淵清博でございます。

一般会計補正予算、議案第30号の工事請負契約の変更について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議案第30号 令和6年度大川市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

私を含む会派、明朋会の4名は、「大川の駅」整備事業を推進したいという立場でしたので、昨年の12月議会で、道の駅整備予定地の地盤対策工事の一部契約変更、議案第63号について、賛否の表明をしかねる旨の申入れを行いました。その議案は可決され、工事は行われております。ですが、契約期間内に完了ができない見込みのため、予算の繰越措置を行うのが今回の議案第30号であります。

提案の理由は、回避できない事情で、契約期間終わりが近い現時点で、前回と同様の行動、あるいは反対をすれば、適正な契約を果たすことができないおそれがあり、何ら非のない業者にも迷惑が被ることを鑑みて、よって、賛成の立場を取りたいと考えております。

なお、次の議案第31号 工事請負契約の一部変更についても同様です。

以上、討論とさせていただきます。

○議長（遠藤博昭）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

それでは、議案第30号 令和6年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第31号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 大川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第32号 大川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 大川市議会ハラスメント根絶条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これから採決いたします。

それでは、議案第33号 大川市議会ハラスメント根絶条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

動議、何に関する。（「動議」と呼ぶ者あり）何に関する動議。（「休憩に対する動議を」と呼ぶ者あり）はい。休憩と。よろしいですか。

ただいま4番馬淵議員から休憩を求める動議が出されましたので、動議成立には外1名の賛成者が必要であります。本動議提出に賛成の諸君は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

所定の賛成がありましたので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は後ほどお知らせいたします。

午前11時57分 休憩

午後0時30分 再開

○議長（遠藤博昭）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

先ほど馬淵議員から動議の——じゃ、馬淵議員、どうぞ。4番。

○4番（馬淵清博）

議長へ措置を求める動議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（遠藤博昭）

はい。

○4番（馬淵清博）続

それでは、動議をいたします。

先ほど内藤議員は、議案第29号の質疑において、市長の人事権を侵しているかのような発言をされましたが、今回提案する調査委員会の委員は、各種団体から推薦をいただいた後、市長が委嘱するものであります。必ずしも市長の権利を剥奪するものではありませんので、御理解をいただきたいと思っております。

また、同じ議案の西田議員の討論におきましても、関係法令に違反と言われましたけれども、条文の根拠が曖昧である上、市長の人事権を剥奪するものではないと考えます。

両議員の発言は不適當ではないかとして、議長において発言の取消しを勧告されるように

求めます。

以上です。

○議長（遠藤博昭）

ただいまの馬淵議員の動議に賛成の諸君、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

先ほど馬淵議員より提案がありました。内藤議員の質疑における不適切発言に対して訂正をお願いしたいと思いますが、いかがですか。内藤議員。

○9番（内藤栄治）

全然意味が分かったらんやん、言っていることが。推薦されたものち、ずっと弁護士会、司法書士会、建築士会から推薦を受けること自体があれなんですよ、網がかかってくるわけですよ、自由じゃないわけですよ、私が言っているのは。ここのことの見解が分かれるなら、行政改革推進委員会の中に弁護士の先生もおられますので、法的に調べてほしいと自分は思います。

○議長（遠藤博昭）

訂正を申し入れましたけど、その意思がないようです。でも、議長として不適切な発言に対しては文言の訂正を申し入れておきたいと思います。

それともう一点です。先ほど議案第32号に関して、賛成をされなかった議員がいらしたと思います。この議案第32号は、国の法律が変わったがゆえに、大川市としても条例の文言の整理をするために条文を移動するものでありまして、何ら反対する理由にもなっておりません。これは国の法律を無視するような態度でありますので、今後、もう一度条文の中身をきちっと精査されて、法律が何であるかということを学んで、この場に臨んでいただきたいと思います。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、各委員長からお手元に配付しております調査事項について、令和8年3月31日まで各委員会に付託されたい旨、申出がっております。

よって、各委員長からの申出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、別紙調査付託事項について、

各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

9 番内藤栄治議員、10 番川野栄美子議員、以上 2 名を指名いたします。

以上で本定例会の……（「議長」と呼ぶ者あり）西田議員、何ですか。

○7 番（西田 学）

私は訂正しなくてよかったんですか。

○議長（遠藤博昭）

その分に関してはまだ文字起こしができていない部分がありますので、その発言内容に関しては、馬淵議員から同じように忠告があったと思いますけど、きちっと文字起こしをした上で中身を精査してまた行います。

○7 番（西田 学）続

何か中途半端じゃないですか。

○議長（遠藤博昭）

いやいや、要するにまだ発言内容はね。だから、曖昧なことで追及してもいけんから、きちっと……

○7 番（西田 学）続

いや、けど、私の名前をもう出されましたよ。

○議長（遠藤博昭）

はい？

○7 番（西田 学）続

私の発言も間違っと思ったから訂正してくれと言われましたよ、馬淵議員が。

○議長（遠藤博昭）

いやいや、その内容は、だから、さっき言われた内藤議員に対するものと同じところだと思います。内容。同じことを言われた。

○7 番（西田 学）続

いや、私は訂正しませんけど、いいですか、それで。

○議長（遠藤博昭）

確認ですけれども、西田議員は訂正する意図があつてそうおっしゃっているんですか。

○7 番（西田 学）続

いや、意見は出しちゃいけないですか。内藤議員は意見を出されました。（発言する者あり）（「西田議員にも聞かんね」と呼ぶ者あり）私と内藤議員は違うんですか、同列じゃないんですか。いや、書類も何ももらっとらんから、馬淵議員の発言に対して済んだわけでしょう。

○議長（遠藤博昭）

そうです。

○7番（西田 学）続

だから、私も意見を言おうとしたら、発言の機会はなかったなど。

○議長（遠藤博昭）

じゃ、何か発言されるということですか。

○7番（西田 学）続

あつ、それと、賛成、反対もなかったですよ。私はもうないんですね、何も。

○議長（遠藤博昭）

賛成、反対。

○7番（西田 学）続

いや、内藤議員のときに、賛成の方……

○議長（遠藤博昭）

いやいや、内藤議員のときじゃなくて、馬淵議員が出された動議に対して賛成ですかというのをお尋ねした。それで、複数の方が立たれたから、その動議が成立しましたと。

○7番（西田 学）続

ああ、じゃ、それに私も入っているんですね。皆さん立たれたのは私は入っていると思って立たれたんですか。

○議長（遠藤博昭）

その動議の内容に関して賛同されたということです。

○7番（西田 学）続

じゃ、訂正しますかということを私は聞かれていませんよ。

○議長（遠藤博昭）

はい。訂正されますか。

○7番（西田 学）続

いや、しません、しません。大体これは議員が提案しているんですよ。そして、たった3名以下ですよ。以下を決めるのに、市長の人事権、全然入っていないじゃないですか。議会提案でしょう。そして、弁護士会、建築士会、司法書士会から出てきた人を提案するんですよ。おかしいじゃないですか。

○議長（遠藤博昭）

まずですね……

○7番（西田 学）続

だから、市長の人事権を侵害していると。

○議長（遠藤博昭）

議会の仕組みをまずきちっと理解してください。動議いうのを出された場合には、外1名の賛同があればその動議は成立するわけです、議会においては。お分かりですか。これはちょっともう議会外でお話ししましょう、議事進行ではないですから。

○7番（西田 学）続

いやいや、それで、私の発言はどうなったんですか。

○議長（遠藤博昭）

じゃ、文言の訂正の勧告だけ西田議員のほうに議長としてしておきます。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。

○市長（江藤義行）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案いたしました議案について慎重に御審議いただき、御議決を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

とりわけ令和7年度予算につきましては、財政規律に留意しながら、限られた財源の中で、市民の皆様によりよいサービスを提供できるよう、全力を傾注し取り組んでまいり所存でございます。

審議の過程で皆様からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（遠藤博昭）

これにて令和7年第2回大川市議会定例会を閉会いたします。

午後0時40分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 遠藤博昭

大川市議会副議長 古賀寿典

大川市議会議員 内藤栄治

大川市議会議員 川野栄美子